

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>税制改革 ○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。</p>	<p>財務省・総務省・税制調査会</p>		<p>・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本方針を含む「基本方針2002」が閣議決定された。これらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる改正を行うこととしている。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>
ハ. 規制改革					
<p>不動産市場改革・都市再生 Ⅲ 10月以降に措置（Ⅱを除く） (1) 14年3月までに措置 ②その他で措置 「大都市圏における国際交流・物流機能の強化（第2次決定）」プロジェクトの中で、大都市圏の国際港湾の24時間フルオープン化・・・を推進する。</p>	<p>(24時間フルオープン化及び通関検査の迅速化) 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省</p>	<p>1. 税関の24時間365日体制の実現については、税関の執務時間外に輸出入通関等の業務処理が恒常的に発生する主要官署においては、24時間・365日体制を既に採用しているなど、これまでも税関は執務時間外の通関需要に積極的に対応してきた。 2. 更に、民間の要望等を踏まえ、昨年10月15日から本年3月31日までの間、JTF+貨物取扱実績の多い6税関8官署において、税関の執務時間外における一定の時間帯に職員を配置する、通関体制の試行を実施しているところである。</p>	<p>・税関の執務時間外の通関体制の試行により、臨時開庁が昨年を大幅に上回る実績となった。 ・コンテナターミナル業者がゲートオープン時間を延長するなど、港湾関係者の積極的な動きが見られた。 ・利用者から執務時間外における通関体制を継続して欲しいとの要望が強い。</p>	<p>・平日夜間、土曜日、日曜日、休日における税関の執務時間外の通関体制の試行は、6税関8官署で実施しているが、今後、本格整備するにあたり、適正な要員配置について検討する必要がある。 ・主要港湾における24時間フルオープン化の実行性を確保するためには、関係省庁を含む港湾関係者との一層の協力が必要である。 ・平日夜間、土曜日、休日の通関実績は昨年を大幅に上回るが、日曜日の実績は依然低い水準である。</p>	<p>①第156回国会会期末税関の執務時間外における通関体制については、利用実績、その効果の波及状況及び利用者の意見を踏まえ、本年7月から本格的に整備する方向で今後検討する。なお、本年4月から本格実施までの間は、それまでの試行状況等を踏まえ、必要な見直しを行い、試行期間を延長する方向で検討する。 ②平成15年末 同上</p>

ホ. その他の制度改革

<p>不動産市場改革・都市再生 Ⅲ 10月以降に措置(Ⅱを除く) (1)14年3月までに措置 ②その他で措置</p> <p>「大都市圏における国際交流・物流機能の強化(第2次決定)」プロジェクトの中で、・・・輸出入・港湾行政手続のワンストップサービス化・通関検査の迅速化を推進する。</p>	<p>(ワンストップサービス化) 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目途に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。</p> <p>平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。</p> <p>平成14年11月に通関情報処理システム(NACCS)と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)との連携を開始した。</p>	<p>船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステムの概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成した。</p> <p>輸出入貿易管理に係る一連の手続のペーパーレス化を進展した。</p>	<p>シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある。</p> <p>システムについて、より一層の理解を得、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末 関連システム間の接続試験を実施予定。</p> <p>②平成15年末 平成15年7月中(目途)の運用開始後、その成果等の検証を行う予定。</p> <p>③それ以降 上記検証等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。</p>
<p>IT Ⅲ 10月以降に措置(Ⅱを除く) (1)14年3月までに措置 ②その他で措置</p> <p>港湾におけるワンストップサービス(NACCS等のシステムの連携によるシングルウィンドウ化)のため、システム開発、関連システムの整備等(2003年度実現を目標)の推進を図る。</p>	<p>法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目途に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。</p> <p>平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。</p> <p>平成14年11月に通関情報処理システム(NACCS)と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)との連携を開始した。</p>	<p>船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステムの概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成した。</p> <p>輸出入貿易管理に係る一連の手続のペーパーレス化を進展した。</p>	<p>シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある。</p> <p>システムについて、より一層の理解を得、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末 関連システム間の接続試験を実施予定。</p> <p>②平成15年末 平成15年7月中(目途)の運用開始後、その成果等の検証を行う予定。</p> <p>③それ以降 上記検証等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(2)技術力戦略 (戦略分野への選択と集中) 試験研究税制、IT・環境投資促進税制措置の見直しを検討する。</p> <p>(産業力強化のためのIT化促進) IT投資促進税制措置の見直しを検討する。</p>	<p>財務省・総務省・内閣府・経済産業省・環境省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省</p>	<p>・平成15年度税制改正において、研究開発減税として、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設、産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設、中小企業技術基盤強化税制の拡充を行うとともに、設備投資減税として、ソフトウェアを含むIT投資促進税制・開発研究用設備の特別償却制度の創設等を実施することとしている。</p>	<p>第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。</p>
<p>(3)経営力戦略 (起業の促進・廃業における障害の除去) 民間投資家に係る創業支援制度の整備を行う。</p> <p>(企業・産業の再編、経営のあり方) 連結税制を整備する。</p> <p>(直接金融市場の整備) 金融資産課税の見直しを検討する。</p>	<p>財務省・総務省・経済産業省・金融庁・内閣府</p>	<p>・平成15年度税制改正において、エンジェル税制について、現行の優遇措置を拡充するとともに、新たに、ベンチャー企業(特定中小会社)への投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除する等の措置を講ずることとしている。</p> <p>・連結納税制度については、平成14年度税制改正において実施済み。</p> <p>・平成15年度税制改正において、上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益について、20%源泉徴収で納税が完了する仕組み(申告不要)を導入するとともに、今後、5年間10%の優遇税率を適用する。また、公募株式投資信託の償還(解約)損と株式等譲渡益との通算を可能とすることとしている。</p>	<p>同上</p>		<p>同上</p>
<p>(4)産業発掘戦略 (環境産業の活性化) 環境投資促進税制措置の見直しを検討する。</p>	<p>財務省・総務省・経済産業省・環境省・国土交通省</p>	<p>・平成15年度税制改正においては、再商品化設備等の特別償却制度の見直し、低公害車等に係る自動車税のグリーン化及び自動車取得税の軽減等を見直し・延長を行うこととしている。</p>	<p>同上</p>		<p>同上</p>

八. 規制改革

<p>(3) 経営力 関係府省は、主要港湾における24時間フルオープン化の早期実現に向け行政を含めた関係者の取組を平成14年度により、一層促進するとともに、港湾物流の迅速化等についても引き続き推進する。</p>	<p>財務省 国土交通省 農林水産省 厚生労働省</p>	<p>1. 税関の24時間365日体制の実現については、税関の執務時間外に輸出入通関等の業務処理が恒常的に発生する主要官署においては、24時間・365日体制を既に採用しているなど、これまでも税関は執務時間外の通関需要に積極的に対応してきた。 2. 更に、民間の要望等を踏まえ、昨年10月15日から本年3月31日までの間、コンテナ貨物取扱実績の多い6税関8官署において、税関の執務時間外における一定の時間帯に職員を配置する、通関体制の試行を実施しているところである。</p>	<p>・税関の執務時間外の通関体制の試行により、臨時開庁が昨年を大幅に上回る実績となった。 ・コンテナターミナル業者がゲートオープン時間を延長するなど、港湾関係者の積極的な動きが見られた。 ・利用者から執務時間外における通関体制を継続して欲しいとの要望が強い。</p>	<p>・平日夜間、土曜日、日曜日、休日における税関の執務時間外の通関体制の試行は、6税関8官署で実施しているが、今後、本格整備するにあたり、適正な要員配置について検討する必要がある。 ・主要港湾における24時間フルオープン化の実行性を確保するためには、関係省庁を含む港湾関係者との一層の協力が必要である。</p>	<p>①第156回国国会会期末税関の執務時間外における通関体制については、利用実績(※)、その効果の波及状況及び利用者の意見を踏まえ、本年7月から本格的に整備する方向で今後検討する。なお、本年4月から本格実施までの間は、それまでの試行状況等を踏まえ、必要な見直しを行い、試行期間を延長する方向で検討する。 ※平日夜間、土曜日、休日の通関実績は昨年を大幅に上回るが、日曜日の実績は依然低い水準 ②平成15年末 同上</p>
<h2>二. 金融システム改革</h2>					
<p>(3) 経営力戦略 関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。</p>	<p>財務省、経済産業省</p>	<p>中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、日本政策投資銀行において、事業者の抜本的な経営改革に不可欠な長期運転資金等を供給する融資制度(事業構造改革促進融資)を創設(平成14年7月16日)</p>	<p>経営改革に遅れの見られる中堅企業等において抜本的経営改革計画が策定(融資相談中の企業において実施)</p>	<p>15年3月期決算を受けた経営改革計画等への対応</p>	<p>①14年度内に実績が出る方向で調整中 ②15年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に伴い実績増加の見通し ③16年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に適切に対応</p>
<p>(3) 経営力戦略 公的金融を見直す。</p>	<p>内閣官房、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣府、総務省</p>	<p>・平成14年12月13日に経済財政諮問会議において、「政策金融改革について」がとりまとめられ、同月17日に「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定。</p>		<p>・整理合理化計画の着実な実行等</p>	<p>経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進める。</p>

ホ. その他の制度改革

<p>(3) 経営力戦略 関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。</p>	<p>財務省、経済産業省</p>	<p>中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、日本政策投資銀行において、事業者の抜本的な経営改革に不可欠な長期運転資金等を供給する融資制度（事業構造改革促進融資）を創設（平成14年7月16日）</p>	<p>経営改革に遅れの見られる中堅企業等において抜本的経営改革計画が策定（融資相談中の企業において実施）</p>	<p>15年3月期決算を受けた経営改革計画等への対応</p>	<p>①14年度内に実績が出る方向で調整中 ②15年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に伴い実績増加の見通し ③16年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に適切に対応</p>
<p>(2) 技術力戦略 我が国の国際競争力を強化し、経済活性化していくために、知的財産戦略会議がとりまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>経済産業省 法務省 財務省 文部科学省 総務省 農林水産省 外務省 警察庁</p>	<p>・特許権等の知的財産権を侵害する物品については、権利者等から提供される情報に基づき、税関において水際取締りを実施している。</p> <p>・輸入差止申立手続き等における提出書類の部数削減等、権利者等が当該制度を利用しやすくするために、平成14年11月、運用の改善を行った。</p> <p>・輸入禁制品に育成者権（植物の新品種への改良を行った者について、品種登録により生じる権利）を侵害する物品を追加するとともに、特許権を侵害する物品等について、商標権・著作権等侵害物品と同様に輸入差止申立制度を導入するよう、関税定率法改正案を国会に提出した。</p>	<p>・平成13年の税関における知的財産権侵害物品の輸入差止件数は、2,812件に上っている。 （参考） EU全体の税関の差止実績（平成13年） 5,056件 米国税関の差止実績（H12.10～H13.9） 3,568件</p> <p>・輸入差止申立て等に係る提出書類の削減等については、当該申立て等を行う権利者から、事務負担が軽減されたと評価されている。 （参考） 新規申立等件数 14年11月～15年1月 （7件） 13年11月～14年1月 （2件）</p>	<p>関税定率法改正後の平成15年4月からの取締実態を踏まえ必要があれば改善策を検討する。 取締りの強化を図るため、権利者等との連携を強化するとともに、適正な要員配置について検討する必要がある。</p>	<p>①第156回国国会期末輸入禁制品に育成者権を侵害する物品を追加するとともに、特許権を侵害する物品等について、輸入差止申立制度を導入する関税定率法改正案の可決成立後、本年4月1日からの施行を予定している。 ②及び③ 取締実態を踏まえ、問題点を把握し、必要があれば改善策の検討を行う。</p>

<p>(5) 地域力戦略 ・ ・ ・ 関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス(シングルウィンドウ化)を実現する。</p>	<p>法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目途に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。</p> <p>平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。</p> <p>平成14年11月に通関情報処理システム(NACCS)と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)との連携を開始した。</p>	<p>船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステムの概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成した。</p> <p>輸出入貿易管理に係る一連の手続のペーパーレス化を進展した。</p>	<p>シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある。</p> <p>システムについて、より一層の理解を得、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末 関連システム間の接続試験を実施予定。</p> <p>②平成15年末 平成15年7月中(目途)の運用開始後、その成果等の検証を行う予定。</p> <p>③それ以降 上記検証等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。</p>
<p>(6) グローバル戦略 関係府省は、引き続き、電子商取引、知的財産保護や標準化、競争政策や投資にかかるルール作り等、国際的ルール作りへ積極的な貢献を行う。</p>	<p>総務省、公正取引委員会、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省</p>	<p>・当省を含めた、我が国政府は、WTO東京非公式閣僚会合を平成15年2月14日～16日に開催し、閣僚レベルでの議論を行った。</p> <p>・WTO、JICA等での技術支援セミナーの開催に向けた準備を他国と共に行った。</p> <p>・貿易円滑化に関する各種会合等が開催され積極的に文書貢献を行った。また、我が国の取組みについて経済界との率直な意見交換も行った。</p> <p>・WTOのアンチ・ダンピング(AD)交渉において、規律の強化・改善に関する様々な問題提起を行った。</p>	<p>・WTO東京非公式閣僚会合では、貿易ルールの明確化・改善、貿易自由化について議論を行い、期限に向けた閣僚レベルの関与等、高いレベルで交渉を加速化させることに合意。</p> <p>・各種会合を通じて、貿易円滑化について、各国は更に理解が深まった。また、経済界との率直な意見交換により相互に更に認識が高まった。</p> <p>・ADについて、議論の促進に貢献した。</p>	<p>・決められた期限の遵守。</p> <p>・交渉の進展に資するよう、様々な貢献を行う。</p> <p>・消極的な途上国の交渉への参画を促す。</p> <p>・途上国の貿易円滑化についての、理解の促進。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・3月の農業・サービス、5月の非農産品市場アクセスの期限を遵守し、新ラウンド全体を促進させる。 ・各分野において更なる提案等を行う等、交渉の進展に貢献する。 ・貿易円滑化においては、関心国と協調しながら、ルールの明確化・改善に貢献していく。 ・技術支援等を通じて、引き続き途上国を支援していく。</p> <p>②平成15年末 ・9月にカンクン(メキシコ)で行われるWTO第五回閣僚会議にて、貿易円滑化等について、交渉立ち上げに合意するように、また、新ラウンド全体の促進に貢献する。</p> <p>③それ以降 ・2005年1月の合意期限を遵守する。</p>

<p>(6) グローバル戦略 関係省庁は、FTAなど 経済連携を推進・強化す ることとし、これに必要 な課題の克服に取り組 む。</p>	<p>財務省</p>	<p>二国間における経済連携の取組みとしては、 メキシコ、韓国、タイ、フィリピン、オース トラリアとの間でFTAなど経済連携強化に 向けて努力している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メキシコとは昨年の11 月から正式な協定締結交 渉を開始し、以後2回の 本交渉を開催した。 ・韓国とは昨年の7月以 降、産官学の共同研究会 を4回開催した。 ・タイとは、経済連携に 関する政府間作業部会を 4回開催した。 ・フィリピンとは、経済 連携に関する政府間作業 部会を3回開催した。 ・オーストラリアとは、 日豪経済協議課長級会合 を3回開催した。 	<p>交渉、研究会、作業部会 のいずれにおいても、モ トの貿易、投資、人の移 動などの分野において、 両国間の主張に隔たりが あり、これをいかに解決 していくかが課題であ る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末 オーストラリアとは、次官級会 合を開催予定 ②平成15年末 メキシコとは、交渉開始後1 年程度を目標にできる限り早 期に交渉を実質的に終了す るよう最大限の努力を払う。 ③それ以降 韓国とは、できるだけ早いう ちに報告書を作成する。
		<p>ASEANとの取組みとしては、昨年11月に日 ASEAN包括的経済連携構想に関する首脳達の 共同宣言が発出され、日ASEAN全体での連携 に向けた措置の実施を10年以内のできるだけ 早期に完了すること、日本とASEAN全体との 経済連携を実現するための枠組みを検討・起 草する委員会を設置すること等が合意され た。首脳によるこれらの合意に基づき、 ASEANとの間で委員会を実際に立上げ、枠組 みの検討・起草を行っているところ。</p>	<p>2002年1月に小泉総理が 提案した「日ASEAN包括 的経済連携構想」を具体 化すべく、日ASEAN専門 家グループ(同年1月か ら9月にかけて計5回開催) 等の場で検討を行い、同 年11月の日ASEAN首脳会 議において共同宣言に合 意した。ここで設置が決 定された委員会の第1回 会合を3月に開催。</p>	<p>日ASEAN間で質の高い経 済連携を創設するた めに、貿易・投資の自由化 のみならず、税関手続等 を含む広範囲にわたる経 済連携を模索する必要が ある。また、連携実現に 向けた措置の実施が、10 年以内のできるだけ早期 に完了されるように取り 組んでいく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①引き続き、日ASEAN全体の委 員会で枠組みの検討・起草を行 う。 ②本年の日ASEAN首脳会議に、 委員会の報告書を提出する。 ③10年以内のできるだけ早期 に連携実現に向けた措置の実 施を完了する。
<p>(6) グローバル戦略 関係府省は、各種障壁を 撤廃し、制度の共通化・ 統一化を進めた「東アジ ア自由ビジネス圏」の創 設に向け、平成14年度か ら環境整備を行う。</p>	<p>財務省</p>	<p>(日・ASEAN包括的経済連携の取組につい ては、上記「FTAなど経済連携を推進・強化す ることとし、これに必要な課題の克服に取 組む」参照)</p>			

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<ul style="list-style-type: none"> ・歳出削減を行いつつ、改革の成果を他の政策分野に柔軟に再配分 		<p>平成15年度予算において、削減すべきものは削減した上で、真に重要な施策には、編成過程を通じて大胆に重点配分。</p>	<p>①歳出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算執行調査の結果等を活用した、徹底した単価の見直し ・公共事業関係の国庫補助負担金の削減 ・雇用保険制度の抜本的見直しによる制度の安定的運営の確保 <p>②重点配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術振興費について、総合科学技術会議による優先順位付け（SABC）を踏まえた大胆な再配分 ・公共投資について、大都市圏拠点空港や三大都市圏環状道路等への重点配分 	<p>平成十六年度の財政運営目標については、「改革と展望」において示された中長期的な財政運営のあり方等を踏まえながら、今後検討。</p>	同左

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(1) 持続的な経済成長を実現するために「広く薄く簡素に」の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。法人に対する課税については、その実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討する。その一環として、法人事業税の外形標準課税について、「改革と展望」に示した考え方に沿って検討する。研究開発投資やIT投資等を税制でも促進できるよう検討する。金融資産課税の見直しと有効利用を促す土地税制を検討する。</p>	<p>財務省・総務省</p>	<p>・平成15年度税制改正において、 ①研究開発・設備投資減税の集中・重点化、 ②金融・証券税制の軽減・簡素化、 ③土地流通課税の大幅な軽減、を実施することとしている。</p> <p>・平成15年度税制改正において、資本金1億円超の法人を対象として、外形基準の割合を4分の1とする外形標準課税制度の導入を創設することとしている。</p>		<p>・法人税の負担水準の見直しについては、今後他の先進国との税率のバランスを踏まえ、所得税、消費税を含む税体系全体のあり方の見直しの中で検討していく。</p>	<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>持続的な経済社会の活性化のための税制改革の推進（法人課税） 経済のエンジンは企業の積極的活動である。法人関係では研究開発やIT投資に対する減税等を実施する。法人税率の取扱いについては、マクロ経済の状況、国際的視野、税体系の在り方も勘案しつつ、引き続き検討する。</p>	財務省・総務省	<p>・平成15年度税制改正において、研究開発減税として、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設、産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設を行うとともに、設備投資減税として、ソフトウェアを含むIT投資促進税制・開発研究用設備の特別償却制度の創設等を実施することとしている。</p>	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。
<p>（金融・証券税制） 株式に係る課税の簡素化や貯蓄から投資への改革のための金融・証券税制の大胆な見直しを行う。</p>	財務省・総務省	<p>・平成15年度税制改正において、上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益について、20%源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）を導入するとともに、今後、5年間10%の優遇税率を適用する。また、公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益との通算を可能とすることとしている。</p>	同上		同上
<p>（中小企業税制） 活力ある中小企業の経営基盤を強化するため、中小企業税制の見直しを行う。</p>	財務省・総務省	<p>・平成15年度税制改正において、研究開発税制の拡充を行うほか、同族会社の留保金課税制度や交際費等の損金不算入制度の見直し等を行うこととする。</p>	同上		同上

二. 金融システム改革

<p>日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。 	<p>・財務省 金融庁 経済産業省</p> <p>・財務省 経済産業省</p>	<p>・企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化(平成14年11月22日)</p> <p>・再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充(平成14年11月22日)</p>	<p>・企業再生ファンドの組成の促進</p> <p>・事業再生の円滑な進捗</p>		<p>企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>
<p>・金融市場の活性化を図り、適切な資金の供給がなされるよう、ローン担保証券(CLO)を含むクレジット・デリバティブの活用など、金融上の仕組みの整備に対する支援を行う。</p>	<p>財務省 経済産業省</p>	<p>日本政策投資銀行に、金融・資本市場活性化のため、ローン担保証券(CLO)等の組成を支援する制度を創設(平成14年11月22日)</p>	<p>民間金融機関の取り組むローン担保証券(CLO)に対する支援を実施</p>		<p>リスクアセット圧縮により与信の改善を図る民間金融機関の取組に適切に対応</p>
<p>・厚みのある市場を整備するとともに、金融市場の活性化を図るため、日本政策投資銀行は、民間金融機関と連携して証券化の手法を活用する。</p>	<p>財務省 経済産業省</p>	<p>日本政策投資銀行に、金融・資本市場活性化のため、ローン担保証券(CLO)等の組成を支援する制度を創設(平成14年11月22日)</p>	<p>民間金融機関の取り組むローン担保証券(CLO)に対する支援を実施</p>		<p>厚みのある市場の整備等につながる民間金融機関の取組に適切に対応</p>

ホ. その他の制度改革

<p>日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。 	<p>・財務省 金融庁 経済産業省</p> <p>・財務省 経済産業省</p>	<p>・企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化(平成14年11月22日)</p> <p>・再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充(平成14年11月22日)</p>	<p>・企業再生ファンドの組成の促進</p> <p>・事業再生の円滑な進捗</p>		<p>企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>
---	---	--	---	--	---